

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第37条の申請について

病院で説明を受けられたと思いますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の申請を行うことで、結核に対する医療費は世帯の市町村民税課税年額（所得割）の合計に応じて無料か、一部負担になります。  
申請に必要な書類は、下記のとおりとなっていますので、保健所まで提出してください。

### 自己負担額について

- (ただし、結核以外の治療や公費対象外については自己負担があります。)
- 市町村民税課税年額（所得割）の合計が56万4千円以下→無料
  - 市町村民税課税年額（所得割）の合計が56万4千円を超える→月額2万円

### 必要書類について

- 1 住民票 → 世帯全員がのっているもの1通  
→市役所もしくは町村役場で発行
- 2 市町村民税課税年額（所得割）の証明書  
→ 世帯全員の分が必要です。
- 3 その他
  - イ) 市町村民税課税年額（所得割）の証明について
    - ①入院期間が4月1日から6月30日 →前年度分の書類
    - ②入院期間が7月1日から3月31日→本年度分の書類

※入院期間が①②にまたがる場合は両方の書類の提出が必要となります。  
その際はお知らせしますのでご提出ください。

ロ) 16歳未満の学生等の市町村民税課税年額（所得割）証明は不要です

提出・お問い合わせ先  
海南市大野中600  
和歌山県海南保健所  
電話 073-482-0600  
ファックス 073-482-3786